



鳥取県公報

令和2年11月24日（火）
号外第93号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則及び鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則（55）（政策法務課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

==== 公布された規則のあらまし =====

◇鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則及び鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

1 規則の改正理由

書類の提出手続のさらなる簡素化を図り、県民の負担軽減を図るため、押印を省略することができる書類の範囲を拡大する。

2 規則の概要

(1) 鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則の一部改正

提出者の実印による押印を要する書類及び収入又は支出の証拠書類その他重要な事実関係の証明に用いられる書類についても、押印を省略することができることとする。

(2) 鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正

個人情報開示請求書、個人情報訂正請求書、個人情報利用停止請求書及び個人情報取扱是正申出（再申出）書について、実印の押印及び印鑑証明書の提出を要しないこととするなど所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布の日とする。

規 則

鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則及び鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第55号

鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則及び鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

(鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則の一部改正)

第1条 鳥取県に提出する書類の押印の省略に関する規則(平成23年鳥取県規則第61号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(押印の省略) 第2条 略</p>	<p>(押印の省略) 第2条 略</p> <p><u>(適用除外)</u> 第3条 <u>次に掲げる書類については、前条の規定は、適用しない。</u></p> <p><u>(1) 提出者の実印による押印を要する書類</u> <u>(2) 収入又は支出の証拠書類その他重要な事実関係の証明に用いられる書類</u></p>

(鳥取県個人情報保護条例施行規則の一部改正)

第2条 鳥取県個人情報保護条例施行規則(平成11年鳥取県規則第63号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(本人等であることを証明するために必要な書類) 第7条 条例第13条第2項(条例第15条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 代理人であることを証明する場合 代理人に係る前号に掲げる書類及び次に掲げる書類</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>任意代理人にあつては、任意代理人によって開示請求をする理由を証明する書類として実施機関が適当と認めるもの及び本人の運転免許証、旅券その他本人の氏名及び住所が記載されている書類で実施機関が適当と認める</u></p>	<p>(本人等であることを証明するために必要な書類) 第7条 条例第13条第2項(条例第15条第4項において準用する場合を含む。)の規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 代理人であることを証明する場合 代理人に係る前号に掲げる書類及び次に掲げる書類</p> <p>ア 略</p> <p>イ 任意代理人にあつては、任意代理人によって開示請求をする理由を証明する書類として実施機関が適当と認めるもの</p>

<p style="text-align: center;"><u>もの（本人の意思により提出し、又は提示されたものであることが実施機関により確認されたものに限る。）</u></p> <p>様式第2号（第6条関係） 個人情報開示請求書</p> <p>実施機関名 様</p> <p>鳥取県個人情報保護条例第13条第1項の規定により、次のとおり自己の個人情報の開示の請求をします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請求者 郵便番号 住所 氏名 連絡先（電話番号）</p>	<p>様式第2号（第6条関係） 個人情報開示請求書</p> <p>実施機関名 様</p> <p>鳥取県個人情報保護条例第13条第1項の規定により、次のとおり自己の個人情報の開示の請求をします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">請求者 郵便番号 住所 氏名 連絡先（電話番号）</p>
<p style="text-align: center;">略</p> <p>本人に代わって代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>本人に代わって代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。</p>
<p style="text-align: center;">略</p> <p>代理人が任意代理人の場合には、次の欄にも記入してください。</p>	<p style="text-align: center;">略</p> <p>代理人が任意代理人の場合には、次の欄にも記入してください。</p>
<p>私は、本件開示請求に係る権限を、本件請求者に委任します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 住所 氏名</p>	<p>私は、本件開示請求に係る権限を、本件請求者に委任します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 住所 氏名</p> <p style="text-align: right;"><u>㊞（実印を押してください。）</u></p>
<p>注1・2 略</p> <p>3 代理人によって開示請求する場合には、2の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては代理人により開示請求する理由を証明する書類を提出してください。</p> <p>4 <u>任意代理人によって開示請求する場合には、本人の意思による請求であることを実施機関が適当と認める方法により確認します。</u></p>	<p>注1・2 略</p> <p>3 代理人によって開示請求する場合には、2の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては<u>本人の印鑑証明書及び代理人により開示請求する理由を証明する書類</u>を提出してください。</p>
<p>様式第10号（第15条関係） 個人情報訂正請求書</p> <p>実施機関名 様</p> <p>鳥取県個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり自己の個人情報の訂正の請求をします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>	<p>様式第10号（第15条関係） 個人情報訂正請求書</p> <p>実施機関名 様</p> <p>鳥取県個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり自己の個人情報の訂正の請求をします。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>

請求者 郵便番号 住所 氏名 連絡先 (電話番号)	請求者 郵便番号 住所 氏名 連絡先 (電話番号)
略	略
本人に代わって代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。	本人に代わって代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。
略	略
代理人が任意代理人の場合には、次の欄にも記入してください。	代理人が任意代理人の場合には、次の欄にも記入してください。
私は、本件訂正請求に係る権限を、本件請求者に委任します。 年 月 日 住所 氏名	私は、本件訂正請求に係る権限を、本件請求者に委任します。 年 月 日 住所 氏名 ㊟ (実印を押してください。)
注1・2 略	注1・2 略
3 代理人によって訂正請求する場合には、2の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては代理人により訂正請求する理由を証明する書類を提出してください。 <u>4 任意代理人によって訂正請求する場合には、本人の意思による請求であることを実施機関が適当と認める方法により確認します。</u>	3 代理人によって訂正請求する場合には、2の書類のほか、法定代理人にあつては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあつては <u>本人の印鑑証明書及び代理人により訂正請求する理由を証明する書類を提出してください。</u>
様式第13号 (第18条関係)	様式第13号 (第18条関係)
個人情報利用停止請求書	個人情報利用停止請求書
実施機関名 様	実施機関名 様
鳥取県個人情報保護条例第24条の3の規定により、次のとおり自己の個人情報の利用停止の請求をします。	鳥取県個人情報保護条例第24条の3の規定により、次のとおり自己の個人情報の利用停止の請求をします。
年 月 日	年 月 日
請求者 郵便番号 住所 氏名 連絡先 (電話番号)	請求者 郵便番号 住所 氏名 連絡先 (電話番号)
略	略
本人に代わって代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。	本人に代わって代理人が請求をする場合には、次の欄にも記入してください。
略	略
代理人が任意代理人の場合には、次の欄にも記入してください。	代理人が任意代理人の場合には、次の欄にも記入してください。
私は、本件利用停止請求に係る権限を、本件請	私は、本件利用停止請求に係る権限を、本件請

<p>求者に委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	<p>求者に委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟ (実印を押して ください。)</p>
<p>注1・2 略</p> <p>3 代理人によって利用停止請求する場合には、2の書類のほか、法定代理人にあっては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあっては代理人により利用停止請求する理由を証明する書類を提出してください。</p> <p>4 <u>任意代理人によって利用停止請求する場合には、本人の意思による請求であることを実施機関が適当と認める方法により確認します。</u></p> <p>様式第16号 (第20条関係)</p> <p>個人情報取扱是正申出 (再申出) 書</p> <p>実施機関名 様</p> <p>鳥取県個人情報保護条例 (第30条第2項において準用する同条例) 第28条第1項の規定により、次のとおり自己の個人情報の取扱いの是正の申出 (再申出) をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>申出 (再申出) 者 郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">連絡先 (電話番号)</p>	<p>注1・2 略</p> <p>3 代理人によって利用停止請求する場合には、2の書類のほか、法定代理人にあっては戸籍謄本その他法定代理人であることを証明する書類を、任意代理人にあっては<u>本人の印鑑証明書及び</u>代理人により利用停止請求する理由を証明する書類を提出してください。</p> <p>様式第16号 (第20条関係)</p> <p>個人情報取扱是正申出 (再申出) 書</p> <p>実施機関名 様</p> <p>鳥取県個人情報保護条例 (第30条第2項において準用する同条例) 第28条第1項の規定により、次のとおり自己の個人情報の取扱いの是正の申出 (再申出) をします。</p> <p>年 月 日</p> <p>申出 (再申出) 者 郵便番号</p> <p style="text-align: right;">住所</p> <p style="text-align: right;">氏名</p> <p style="text-align: right;">連絡先 (電話番号)</p>
<p>略</p>	<p>略</p>
<p>本人に代わって代理人が申出 (再申出) をする場合には、次の欄にも記入してください。</p>	<p>本人に代わって代理人が申出 (再申出) をする場合には、次の欄にも記入してください。</p>
<p>略</p> <p>代理人が任意代理人の場合には、次の欄にも記入してください。</p>	<p>略</p> <p>代理人が任意代理人の場合には、次の欄にも記入してください。</p>
<p>私は、本件申出 (再申出) に係る権限を、本件申出 (再申出) 者に委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p>	<p>私は、本件申出 (再申出) に係る権限を、本件申出 (再申出) 者に委任します。</p> <p>年 月 日</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">㊟ (実印を押して ください。)</p>
<p>注1～3 略</p> <p>4 代理人によって是正の申出 (再申出) をする場合には、3の書類のほか、法定代理人にあっては戸籍謄本その他法定代理人であるこ</p>	<p>注1～3 略</p> <p>4 代理人によって是正の申出 (再申出) をする場合には、3の書類のほか、法定代理人にあっては戸籍謄本その他法定代理人であるこ</p>

<p>とを証明する書類を、任意代理人にあっては代理人により是正の申出（再申出）をする理由を証明する書類を提出してください。</p> <p><u>5 任意代理人によって是正の申出（再申出）をする場合には、本人の意思による申出（再申出）であることを実施機関が適当と認める方法により確認します。</u></p>	<p>とを証明する書類を、任意代理人にあっては本人の印鑑証明書及び代理人により是正の申出（再申出）をする理由を証明する書類を提出してください。</p>
--	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。